

支援センターだより  
No. 3

なぜ必要?

## 税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター  
(公益活動対策部)

**I 法定後見制度とは?**

① 概要

成年後見制度は大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。今月は前者の法定後見制度について概要を紹介します。

「補助」は、判断能力が不十分な方が対象です。本人の重要な財産に影響を与える行為について、本人の状況に応じて、補助人に対して同意権又は代理権を付与して保護を図るものであります。法定後見制度には本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

「後見」は、判断能力がほとんどない方が対象です。自分の行動の意味や結果を理解できないため、単独で契約を行った場合不利益を被る恐れがあり、後見人がかわりに契約等を行い、本人を保護します。

「保佐」は、判断能力が著し

ンタードよりの3回目は、法定後見制度です。前月号に掲載した任意後見制度に続き、税理士業務の中で起こった実例も交えて紹介していきたいと思います。

く不十分な方が対象です。一定の重要な行為については保佐人の同意を必要とすることにより、本人が不利益を受けることを防ごうとするものです。また必要に応じて代理権を付与することもできます。

「補助」は、判断能力が不十分な方が対象です。本人の重要な財産に影響を与える行為について、本人の状況に応じて、補助人に対して同意権又は代理権を付与して保護を図るものであります。法定後見制度には本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

「後見」は、判断能力がほとんどの人が対象です。自分の行動の意味や結果を理解できなければあるといった場合等に、申立てを立てることがあります。

② 申立てができる人は誰ですか?

本人や配偶者、四親等内の親相談を受けるケースも多いと思

族、検察官等が申立てをすることができます。また身寄りのない人のために市町村長にも申立てが付与されています。

④ どこに申立てをしますか?

また必要な書類は?

本人の住所地の家庭裁判所に申立てをしてください。必要な書類については各家庭裁判所において若干異なるため、申立て予定の家庭裁判所にお問合せ下さい。

成年後見の申立てから選任を受けるまでの期間を考慮し申告ができます。第三者でも後見人となることがあります。第三者後見人としては弁護士、司法書士、社会福祉士等の就任者が多いようです。

具体的には成年後見人は成年後見人(本人)の権利を擁護する事が職務であるため、成年被後見人の取得分が法定相続年被後見人の取得分が法定相続分を下回る分割協議書を作成することは基本的にはできません。税理士の立場としては第一次相続等を検討し、納税額が少なくなるような分割協議についてアドバイスをすることがあります。税理士はその職能を生かし、相続等を検討し、納税額が少なくなるよう分割協議についてアドバイスをすることがあります。税理士はその職能を生かし、成年後見制度への積極的な参画が必要ではないでしょうか。

また、成年後見制度を知らないことが多くあります。現在では

成年後見制度が創設された平成12年は第三者後見の割合は10%未満でした。現在では前述の通り44%と半数に近くなっています。税理士としての専門家である税理士はその職能を生かし、成年後見制度への積極的な参画が必要ではないでしょうか。

また、成年後見制度を知らないことにより、関与先に必要なアドバイスができず、結果として関与先が不利益を受ける場合も考えられます。東北税理士会の視点からアドバイスが必要になります。

公益活動対策部では成年後見制度普及研修を11月に各県において、また来年1月25、26には

成年後見人等養成研修を東北税理士会館で開催します。皆さん積極的な参加をお願いいたします。

この記事に關してご不明な点融機関から抵当権等の設定を求められるケースも多いと思われます。事業を承継する際(相続)では、その事業の運営の際に金額を増加するものと思われます。

ます。

ます。